

2014年5月19日

第一生命保険株式会社

## DIAMアセットマネジメント株式会社の運用商品の取扱開始について

### ～企業年金へのより高度な資産運用提案を実現～

第一生命保険株式会社(社長 渡邊 光一郎)は、企業年金のお客さまの多様な資産運用ニーズにお応えするために、2014年5月19日より、企業年金のお客さまと当社関連の資産運用会社の DIAM アセットマネジメント株式会社(注1)との投資一任契約の締結の代理および媒介業務(注2)を開始します。

当社は、これまでも投資顧問会社との投資一任契約を通じた運用サービスを利用したいという企業年金のお客さまのニーズに対し、DIAM アセットマネジメントを紹介することでお応えしてまいりました。

今回、当社が開始する代理・媒介業務は、DIAMアセットマネジメントと企業年金のお客さまの間で締結する投資一任契約について、当社の法人営業担当者が勧誘・説明することを可能とするものです。特に、**勧誘から投資一任契約の締結、各種保全手続きに至るまで、一切の手続きを代行する代理業務は、業界初の取組み(注3)**となります。これにより、当社がお引受けする運用商品(一般勘定、特別勘定)と、DIAM アセットマネジメントの投資一任契約を通じた運用サービスを効果的に組み合わせたご提案をスピーディーに実施することが可能となります。

わが国における少子高齢化の進展に伴い、企業年金に期待される役割は今後ますます大きくなります。また、退職給付会計の基準改正などにより、企業年金の資産運用は多様化、高度化していくものと考えられます。このような環境変化のなか、第一生命グループの力を結集し、取扱商品・運用サービスのラインナップを大幅に拡充することで、企業年金のお客さまへの最適なソリューションの提供に取り組んでまいります。

当社は、「お客さま第一主義 一生涯のパートナー」という変わらぬ経営理念のもと、今後もお客さまの多様なニーズにお応えする魅力的な商品のご提供に努め、お客さま一人おひとりの安心で健康な人生をサポートしていくとともに、さらなる飛躍への挑戦を続け、持続的な成長の実現を目指します。

注1 DIAM アセットマネジメント株式会社は、1999年10月に第一ライフ投信投資顧問株式会社、興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社、日本興業投信株式会社が合併して設立された資産運用会社です。

注2 投資一任契約の締結の代理・媒介業務については、裏面の記載をご覧ください。

注3 関連の資産運用会社との投資一任契約の締結の代理業務を行うのは、生命保険協会加盟の生命保険会社において業界初となります(当社調べ、2014年5月19日現在)

## 投資一任契約の代理・媒介について

- ・当案内は、保険契約ではなく、お客さまとD I A Mアセットマネジメント株式会社との間で締結いただく投資一任契約となります。
- ・投資一任契約は、D I A Mアセットマネジメントが、お客様から投資判断の全部または一部を委任されるとともに、その投資判断に基づきお客さまのために投資を行うのに必要な権限を委任される契約です。
- ・第一生命保険株式会社が投資一任契約締結の代理をする場合には、第一生命はD I A Mアセットマネジメントとの契約に基づきD I A Mアセットマネジメントに代わり投資一任契約締結の代理および事務の代行を行います。第一生命はD I A Mアセットマネジメントを代理して投資一任契約を締結し、締結した投資一任契約の効力はD I A Mアセットマネジメントに帰属します。
- ・第一生命が投資一任契約締結の媒介をする場合には、第一生命はD I A Mアセットマネジメントとの契約に基づき投資一任契約締結の媒介をいたしますが、契約締結に関する権限はありません。D I A Mアセットマネジメントの判断により投資一任契約の締結を決定いたします。
- ・お客さまから第一生命が代理または媒介手数料をいただくことはありません。
- ・投資一任契約は、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・資産運用の結果は損失も含めてすべてお客さまに帰属し、元本を下回ることがあります。
- ・投資一任契約の締結に際しては、別途お渡しするD I A Mアセットマネジメントの契約締結前交付書面等を必ずご覧のうえ、お客さまご自身でご判断ください。

## 投資一任契約にかかるリスクと費用等について

投資一任契約に基づく運用におきましては、以下のリスクおよびお客さまの費用負担が発生いたします。

### リスクについて

DIAMアセットマネジメントの提供する運用は、株式や債券等の値動きのある有価証券等に投資をしますので、市場環境(為替市場を含みます)、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により損失を被る恐れがあります。変動要因としましては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク及びカウンターリスク等の他、外貨建資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。このため、ご投資いただく金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。運用においてデリバティブ取引等を利用する場合、当該デリバティブ取引の額が当該デリバティブ取引等について預託すべき保証金等の額を上回る可能性があります。このため、損失が生じるおそれの他、元本超過損が生じるおそれ、追加的に保証金等の差し入れが必要となる可能性があります。当該デリバティブ取引の額の当該保証金等に対する比率については、個々の取引内容や条件により異なるため事前に示すことができません。

### 費用について

投資一任契約にかかる報酬として、一般に、契約資産額に対して予め定めた料率の投資顧問報酬が契約期間に応じたかかります。上記に加え、成功報酬をご負担いただく場合があります。なお、成功報酬については、予め定めた基準等にもとづき実際の運用実績等に応じて投資顧問報酬が変動するほか、お客さまと別途協議により取り決めさせていただくことから、事前に計算方法、上限額等を示すことができません。

投資顧問報酬の他に、以下の手数料等が発生いたします。

#### ● 売買委託手数料等

投資一任契約に基づき、有価証券等の売買等を行う場合は、有価証券等の売買委託手数料等をご契約資産でご負担いただく場合があります。

#### ● 運用報酬等

投資一任契約に基づき、ご契約資産で投資信託等の運用商品へ投資を行う場合は、一般的には、当該運用商品に係る運用会社の運用報酬(成功報酬が設定されている場合は成功報酬を含みます)、投資信託等の管理報酬、有価証券等取引に係る手数料、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、法律関係の費用、資産の保管等に要する費用、借入金の利息等を間接的にご負担いただきます。また、投資信託等の運用商品を換金する際に、信託財産留保金や解約手数料がかかる場合があります。

これらの投資顧問報酬以外の手数料等は、契約内容・資産残高等により変動し、あらかじめその額が確定していないため、その上限額及び計算方法等を記載することができません。

※ なお、お客さまにご負担いただくこととなる投資顧問報酬及び投資顧問報酬以外の手数料等の合計額、その上限額及び計算方法等は、契約内容・資産残高等により変動し、あらかじめその額が確定していないため、記載することができません。

### その他留意事項について

投資一任契約の運用戦略によっては、例えば、解約期間の制限がある等、他の運用戦略による契約と異なる条件・留意事項がある場合があります。

代理・媒介会社：第一生命保険株式会社

運用会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

登録金融機関 関東財務局長(登金)第115号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号

加入協会 日本証券業協会

加入協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

(当資料作成主体：第一生命保険株式会社)

一般社団法人投資信託協会